カリキュラム及び講師要件

別添１

１　カリキュラム

（１）介護職員初任者研修課程　１３０時間

| 科目 | 項目 | 時間数 | 実習を行う  場合の  時間数 |
| --- | --- | --- | --- |
| １職務の理解 | 1-1多様なサービスの理解  1-2介護職の仕事内容や働く現場の理解 | ６ | ４ |
| ２介護における尊厳の保持・自立支援 | 2-1人権と尊厳を支える介護  2-2自立に向けた介護 | ９ | ９ |
| ３介護の基本 | 3-1介護職の役割、専門性と多職種との連携  3-2介護職の職業倫理  3-3介護における安全の確保とリスクマネジメント  3-4介護職の安全 | ６ | ６ |
| ４介護・福祉　　　　サービスの　　理解と医療との連携 | 4-1介護保険制度  4-2医療との連携とリハビリテーション  4-3障害福祉制度及びその他制度 | ９ | ９ |
| ５介護における  コミュニケーション技術 | 5-1介護におけるコミュニケーション  5-2介護におけるチームのコミュニケーション | ６ | ６ |
| ６老化の理解 | 6-1老化に伴うこころとからだの変化と日常  6-2高齢者と健康 | ６ | ６ |
| ７認知症の理解 | 7-1認知症を取り巻く状況  7-2医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理  7-3認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活  7-4家族への支援 | ６ | ６ |
| ８障害の理解 | 8-1障害の基礎的理解  8-2障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識  8-3家族の心理、かかわり支援の理解 | ３ | ３ |
| ９こころとからだのしくみと生活支援技術 | 9-1介護の基本的な考え方 | ２ | ２ |
| 9-2介護に関するこころのしくみの基礎的理解 | ５ | ５ |
| 9-3介護に関するからだのしくみの基礎的理解 | ５ | ５ |
| 9-4生活と家事 | ６ | ５ |
| 9-5快適な居住環境整備と介護 | ３ | ３ |
| 9-6整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | ６ | ５ |
| 9-7移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | １２ | １１ |
| 9-8食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | ６ | ５ |
| 9-9入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | ６ | ５ |
| 9-10排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | ６ | ５ |
| 9-11睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | ４．５ | ４．５ |
| 9-12死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護 | １．５ | １．５ |
| 9-13介護過程の基礎的理解 | ２ | ２ |
| 9-14総合生活支援技術演習 | １０ | １０ |
| 10振り返り | 10-1振り返り  10-2就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | ４ | ４ |
| 実習 | 特養等施設見学 | ０ | ８ |
| 訪問介護事業所等見学 | ０ |
| 合計 |  | １３０ | １３０ |

　※　同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち６項目以内とする。

　※　上記とは別に、筆記試験による修了評価（１時間程度）を実施すること。

（２）生活援助従事者研修課程　５９時間

| 科目 | 項目 | 時間数 |
| --- | --- | --- |
| １職務の理解 | 1-1多様なサービスの理解  1-2介護職の仕事内容や働く現場の理解 | ２ |
| ２介護における尊厳の保持・自立支援 | 2-1人権と尊厳を支える介護  2-2自立に向けた介護 | ６ |
| ３介護の基本 | 3-1介護職の役割、専門性と多職種との連携  3-2介護職の職業倫理  3-3介護における安全の確保とリスクマネジメント  3-4介護職の安全 | ４ |
| ４介護・福祉サービスの理解と  医療との連携 | 4-1介護保険制度  4-2医療との連携とリハビリテーション  4-3障害福祉制度及びその他制度 | ３ |
| ５介護における  コミュニケー  ション技術 | 5-1介護におけるコミュニケーション  5-2介護におけるチームのコミュニケーション | ６ |
| ６老化と認知症の理解 | 6-1老化に伴うこころとからだの変化と日常  6-2高齢者と健康  6-3認知症を取り巻く状況  6-4医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理  6-5認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活  6-6家族への支援 | ９ |
| ７障害の理解 | 7-1障害の基礎的理解  7-2障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識  7-3家族の心理、かかわり支援の理解 | ３ |
| ８こころとからだのしくみと生活支援技術 | 8-1介護の基本的な考え方 | ７．５ |
| 8-2介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| 8-3介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| 8-4生活と家事 | １２．５ |
| 8-5快適な居住環境整備と介護 |
| 8-6移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 8-7食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 8-8睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 8-9死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| 8-10介護過程の基礎的理解 | ２ |
| 9振り返り | 9-1振り返り  9-2就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | ２ |
| 実習 | 8-6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 | ２ |
| 合計 |  | ５９ |

※「８　こころとからだのしくみと生活支援技術」の「８－６移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」については、講義・演習の他に、移動・移乗に関連した実習を２時間実施すること。

* 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち６項目以内とする。

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（０．５時間程度）を実施すること。

２　講師要件

（１）介護職員初任者研修課程　１３０時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 職務の理解　　６時間【実習を行う場合、４時間】 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 1-1 多様な　サービスの理解  1-2 介護職の仕事内容や働く現場の理解 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援　９時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 2-1 人権と尊厳を支える介護  2-2自立に向けた介護 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○社会福祉士（「人権と尊厳を支える介護」のみ）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３　介護の基本　　６時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 3-1介護職の役割、専門性と多職種との連携  3-2介護職の職業倫理  3-3介護における安全の確保とリスクマネジメント  3-4介護職の安全 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携　９時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 4-1介護保険制度  4-3障害福祉制度及びその他制度 | ○社会福祉士  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○当該科目を担当する現職の行政職員  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 4-2医療との連携とリハビリテーション | ○理学療法士  ○作業療法士  ○言語聴覚士  ○リハビリテーションを専門とする医師  ○訪問診療を行っている医師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術　６時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 5-1介護におけるコミュニケーション | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 5-2介護におけるチームのコミュニケーション | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６　老化の理解　６時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 6-1老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○医師  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 6-2高齢者と健康 | ○医師  ○保健師、看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ７　認知症の理解　６時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 7-1認知症を取り巻く状況 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○認知症介護実践者研修修了者  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 7-2医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ○医師  ○保健師、看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 |
| 7-3認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活  7-4家族への支援 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○認知症介護実践者研修修了者  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ８　障害の理解　３時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 8-1障害の基礎的理解  8-2障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | ○医師  ○保健師、看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 8-3家族の心理、かかわり支援の理解 | ○社会福祉士  ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術　　７５時間  【実習を行う場合、６９時間】 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 9-1介護の基本的な考え方  9-2介護に関するこころのしくみの基礎的理解  9-3介護に関するからだのしくみの基礎的理解  9-4生活と家事  9-5快適な居住環境整備と介護  9-6整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  9-7移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  9-8食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  9-9入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  9-10排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  9-11睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  9-12死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護  9-13介護過程の基礎的理解  9-14総合生活支援技術演習 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員  （9-5「快適な居住環境整備と介護」のみ）  ○理学療法士  （9-5「快適な居住環境整備と介護」、9-7「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ）  ○栄養士  （9-8「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、食事及び栄養に関する分野のみ）  ○歯科医師、歯科衛生士  （9-8「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、口腔ケアに関する分野のみ）  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １０　振り返り　４時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 10-1振り返り  10-2就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、５年以上の実務経験を有することを要する。 |

* 「その他」とは、資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者をいう（「５年以上の実務経験」を要するものではないが、申請時に「同等以上」の能力・経験を有すると認められる旨の理由書を提出すること。）。
* 実務経験が必要な講師については、実務から長期間離れていないことが望ましい。
* 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち６項目以内とする。

（２）生活援助従事者研修課程　５９時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 職務の理解　　２時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 1-1 多様な　　サービスの理解  1-2 介護職の仕事内容や働く現場の理解 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援　６時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 2-1 人権と尊厳を支える介護  2-2自立に向けた介護 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○社会福祉士（「人権と尊厳を支える介護」のみ）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３　介護の基本　　４時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 3-1介護職の役割、専門性と多職種との連携  3-2介護職の職業倫理  3-3介護における安全の確保とリスクマネジメント  3-4介護職の安全 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携　３時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 4-1介護保険制度  4-3障害福祉制度及びその他制度 | ○社会福祉士  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○当該科目を担当する現職の行政職員  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 4-2医療との連携とリハビリテーション | ○理学療法士  ○作業療法士  ○言語聴覚士  ○リハビリテーションを専門とする医師  ○訪問診療を行っている医師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術　６時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 5-1介護におけるコミュニケーション | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 5-2介護における　　チームのコミュニケーション | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６　老化と認知症の理解　９時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 6-1老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○医師  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士   * その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 6-2高齢者と健康 | ○医師  ○保健師、看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 |  |
| 6-3認知症を取り巻く状況 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○認知症介護実践者研修修了者  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 |  |
| 6-4医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ○医師  ○保健師、看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 |
| 6-5認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活  6-6家族への支援 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○認知症介護実践者研修修了者  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ７　障害の理解　３時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 7-1障害の基礎的理解  7-2障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | ○医師  ○保健師、看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |
| 7-3家族の心理、かかわり支援の理解 | ○社会福祉士  ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ８　こころとからだのしくみと生活支援技術　　２４時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 8-1介護の基本的な考え方  8-2介護に関するこころのしくみの基礎的理解  8-3介護に関するからだのしくみの基礎的理解  8-4生活と家事  8-5快適な居住環境整備と介護  8-6移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  8-7食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  8-8睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護  8-9死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護  8-10介護過程の基礎的理解 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員  （8-5「快適な居住環境整備と介護」のみ）  ○理学療法士  （8-5「快適な居住環境整備と介護」、8-6「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ）  ○栄養士  （8-7「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、食事及び栄養に関する分野のみ）  ○歯科医師、歯科衛生士  （8-7「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のうち、口腔ケアに関する分野のみ）  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ９　振り返り　２時間 | | |
| 項目 | 資格等 | 注意事項 |
| 9-1振り返り  9-2就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | ○介護福祉士  ○介護職員基礎研修課程修了者  ○実務者研修修了者  ○訪問介護員１級課程の修了者  ○介護支援専門員  ○訪問指導、訪問看護に現に従事し、又は従事していた保健師、看護師又は准看護師  ○当該科目に相当する科目を教えている教員等（非常勤を含む。）  ○当該社会福祉施設の施設長、管理者等の職員  ○在宅福祉サービスと連携をとって活動している保健師、看護師、精神科医師又は精神保健福祉士  ○その他 | 資格取得又は修了後、３年以上の実務経験を有することを要する。 |

* 「その他」とは、資格等を有する者と同等以上の能力・経験を有すると認められる者をいう（「３年以上の実務経験」を要するものではないが、申請時に「同等以上」の能力・経験を有すると認められる旨の理由書を提出すること。）。
* 実務経験が必要な講師については、実務から長期間離れていないことが望ましい。
* 同一講師が担当できるのは、「項目」欄のうち６項目以内とする。